

訪問ステーションてとと徳島（訪問看護・介護予防訪問看護・医療保険） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人平成記念会が開設する訪問ステーションてとと徳島（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護、指定介護予防訪問看護及び医療保険による訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 訪問ステーションてとと徳島
- （2） 所在地 徳島県徳島市通町一丁目6番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1） 管理者1名（常勤・看護職員と兼務）
- （2） 管理者は、ステーションの従業員の管理及び訪問看護等の利用申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
- （3） 看護職員（保健師、看護師、准看護師） 3名以上（うち1名は管理者を兼務）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- （4） 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 1名以上 ※必要に応じて配置する
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。なお、緊急時の場合には、電話により常時連絡が可能な体制、また必要に応じて営業時間外の訪問が可能な体制とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪等による清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである場合は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

- 2 保険外にて訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものと同等の利用料とする。
- 3 死後の処置料は、10,000円とする。
- 4 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島市、小松島市、阿南市、佐那河内村、神山町
その他応相談

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情に対する対応方針)

第10条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者又はそのご家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力す

るとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(事故発生時の対応)

- 第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に向けた体制)

- 第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。なお、委員会、研修に関しては、ケアプランセンターとと徳島と合同にて開催するものとする。委員長は所長が担い、専任者は居宅管理者が担うものとし、その他の委員には、看護職員、リハビリ職員を含めて実施する。

(業務継続計画の策定)

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練をケアプランセンターとと徳島と合同で定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第15条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をケアプランセンターとと徳島と合同で開催し、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をケアプランセンターとと徳島と合同で定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(身体的拘束等の適正化)

第16条 事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、従業者の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

- (1) 採用時研修採用後1か月以内
- (2) 継続研修 随時
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問看護等の提供に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から最低5年間は保管するものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人平成記念会とステーションの管理者との協議により定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年9月1日から施行する

この規程は、令和2年6月1日から施行する

この規程は、令和5年3月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する

この規定は、令和6年7月1日から施行する